

大和川流域における総合治水の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

大和川流域における総合治水の推進に関する条例の一部を改正する条例

大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成二十九年十月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十五条」に、「第二十条・第二十一条」を「第十六条・第十七条」に、「第二十二條・第二十三條」を「第十八條・第十九條」に、
「第六章 雑則（第二十三条） 第七章 罰則（第二十四条）」

則（第二十四条） 「第六章 法の施行に關し必要な事項（第二十条）

則（第二十五条―第二十八条） を 第七章 雑則（第二十三条）

第八章 罰則（第二十四条）

第二十二條）

に改める。

「

第一条中「事項等」の下に「及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項」を加える。

第二条第二号中「防災調整池等」を「特定開発防災調整池等」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 流域水害対策計画 法第四条第一項に規定する流域水害対策計画をいう。

第二条第五号中「雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）を有する施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするもの」を「法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設」に改め、同条第八号中「特定開発行為」を「大和川特定開発行為」に改め、同条第九号中「防災調整池」を「特定開発防災調整池」に、「特定開発行為」を「大和川特定開発行為」に改め、同条に次の三号を加える。

十 雨水浸透阻害行為 法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。

十一 保全調整池 法第二条第八項に規定する保全調整池をいう。

十二 貯留機能保全区域 法第五十三条第一項に規定する貯留機能保全区域をいう。
第九条から第十二条までを削る。

第十三条第一項及び第二項中「大和川流域整備計画」を「流域水害対策計画」に改め、第三章中同条を第九条とする。

第十四条第一項及び第二項中「大和川流域整備計画」を「流域水害対策計画」に改め、同条を第十条とする。

第十五条第一項及び第二項中「大和川流域整備計画」を「流域水害対策計画」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条第二項中「特定開発行為をしようとする者に該当する者」を「法第三十条、第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による知事の許可を要する行為（以下「雨水浸透阻害行為等」という。）をしようとする者」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条中「雨水貯留浸透機能」を「雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）」に改め、第三章中同条を第十三条とし、第十八条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（助言又は勧告）

第十五条 知事は、大和川流域において雨水浸透阻害行為等をしようとする者に対して、当該行為による雨水の流出を抑制するため必要があると認めるときは、特定開発防災調整池の設置又は管理に関し、知事が定める基準に基づき、助言又は勧告をすることができる。

第十九条を削る。

第四章中第二十条を第十六条とし、第二十一条を第十七条とする。

第五章中第二十二条を第十八条とし、第二十三条を第十九条とする。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第七章中第二十七条を第二十四条とする。

第二十八条を削る。

第七章を第八章とする。

第六章中第二十四条を第二十三条とし、同章を第七章とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 法の施行に関し必要な事項

（雨水貯留浸透施設の標識の設置）

第二十条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設（以下「施設」という。）の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要
- 四 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

- 五 施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

（保全調整池の標識の設置）

第二十一条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならぬ旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

（貯留機能保全区域の標識の設置）

第二十二条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- 二 貯留機能保全区域の位置
- 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- 四 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大和川流域における総合治水の推進に関する条例(以下「旧条例」という。)第九条第一項の規定による届出を行つて
いる特定開発行為(旧条例第二条第八号に規定する特定開発行為をいう。以下同じ。

)又は令和三年十二月二十四日前に同号に掲げる許可若しくは認可を求める申請を行
い、若しくはその他の行為に着手している特定開発行為に係る旧条例第九条第一項、
第十一条第一項若しくは第十二条第三項の規定による届出、旧条例第九条第二項の規
定による防災調整池等の設置、旧条例第十条若しくは第十二条第二項の規定による監
督処分、旧条例第十一条第二項の規定による検査、旧条例第十二条第一項の規定によ
る防災調整池等の管理又は旧条例第十九条第一項の規定による報告、立入検査若しく
は質問については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び前項によりなお従前の例によることとされる
場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。